

市民の願いに対する各会派の態度

◆請願・陳情の各常任委員会での審査結果(2010年9月～2011年2月)

いくつかの例

表題	提出者	委員会採決	維新の会	共産党	公明党	自民党	民主党
学校給食に関する請願書	新日本婦人の会	△	△	○	△	△	△
保護者・市民が納得しないまま強行する民間委託・休所・廃止計画の白紙撤回を求める請願書	大阪市の保育を充実させる会	×	×	○	×	×	×
子どもの医療費助成制度の拡充の陳情	府歯科保険医協会	△	△	○	△	△	△
30人学級実現を求める請願書	市学校園教職員組合	△	△	○	△	△	△
人権が守られる豊かな福祉の請願書	福祉保育労組市支部	△	△	○	△	△	△
赤バスの改善に関する陳情	存続を求める市民連合会	△	△	○	△	△	△

(○=採択、△=継続審議、×=否決)

私たち、市民の切実な要求を署名に託し、大阪市会に届けています。2007年6月から2011年3月まで大阪市会には請願が56件、陳情が321件提出されました。それを受け、福祉や教育などの委員会で、その取り扱いを決めています。一覧表でも明らかなように、共産党が採決を主張しているのに対し、他の会派の委員は「継続審議」を主張し、委員会の採決は「継続審議」となり、本議会には上程されません。

「継続審議」となった請願書や陳情書は、市議会任期の最終月に、請願・陳情として再度、各会派に評決を問い合わせます。そして、所管委員会としての態度を確定させます。この際、請願は本会議で可否を問い合わせます。陳情は所管委員会で確定した評決が最終的な可否となります。「継続審議」とは「たなざらしの末に否決」という扱いにされているのが現実です。

こうした事実を多くの市民に知らせることが大切です。



（資料提供）大阪府社会保障推進協議会 大阪市の国保をよくする実行委員会 全日本民医連

学校給食に関する請願書

保護者・市民が納得しないまま強行する民間委託・休所・廃止計画の白紙撤回を求める請願書

子どもの医療費助成制度の拡充の陳情

30人学級実現を求める請願書

人権が守られる豊かな福祉の請願書

赤バスの改善に関する陳情

(○=採択、△=継続審議、×=否決)

ドキュメント
2011年3月10日

窓口一部負担金減免制度が拡充へ

大阪市会民生保健委員会で共産党北山議員が国保の窓口一部負担金（注…病院にかかる時窓口で支払う医療費）減免制度について質問し、市がその改正案を示しました。従来は「世帯の実質月収が生保基準の135%以下」「療養見込み期間が3カ月以内」との条件があり、市もこうした制度を積極的に広報してこなかった経緯もあり、年間数件しか適用がありませんでした（東大阪市では利用やすい制度で年間3000件程度）。今回の改正により「2本立て」となり、「生保基準100%超135%以下はこれまで通りですが、「生保基準の100%以下」については、期間制限なし、一部負担金所要見込み額が通院は3000円以上が、入院については1円以上が減免対象となることが明らかになりました。

ドキュメント
2011年3月2日

経済的理由から受診遅れ死亡の例も

全日本民医連が加盟店所を対象に行つた調査で、経済的理由で受診が遅れ死亡に至った事例が71にのぼり、調査開始以来最悪の事態となつたことが発表されました（社会保険を含む）。うち無保険は25例と言られています。全日本民医連の長瀬文雄事務局長は「冰山の一角」と語っています。【グラフ4 参照】

（ワンポイント）とりわけ重大なのは、通常証が交付されながらも窓口負担ができず、死に至っているケースが増えていることです。保険料を払うのが精いっぱいで医者にかかるないといった事態は本末転倒です。

ドキュメント
2011年2月25日

学資保険の差し押さえを留保、丁寧な対応を指示

市長が記者会見で「少額の学資保険を積み立てている場合には、差し押さえを留保するなど、滞納世帯の生活実態を十分に把握し、対応してほしい」と指示しました。

ドキュメント
2011年2月17日

市役所包囲抗議デモ

国保の強硬な差し押さえの実態やそれに抗議する市役所包囲デモが毎日放送の「voice」で放映されました。「市民団体などから『子どもの学ぶ権利を奪う』と批判がでている」とも報じられました。

ドキュメント
2011年2月

共産党志位委員長が国会質問、市会議員団が追及

衆議院予算委員会で共産党志位委員長が菅直人首相に質問。国保料について「負担感としては重いものがある」と首相が答弁せざるを得ませんでした。市会でも共産党の北山議員、瀬戸議員が追及しました。

ドキュメント
2011年1月24日

「無保険の子」に短期証を郵送したと説明

大阪市は国保よくする会との交渉の場で①抗議文を伝えなかつたのは課長代理の責任、謝罪する、②市長の会見を経て短期証を郵送した、③返送されれば電話・訪問で対応すると言明しました。



突然の差し押さえ予告を受けた自営業者（毎日放送・voice）

【表3】

世帯の実収月額	疾病的療養見込み期間	減免の基準	延長できる期間
生活保護基準の100%超135%以下	3カ月以内	月5000円以上、110%以下は月3000円以上が対象。 所得や負担額に応じて2割、5割、8割、10割の減免	3カ月
（今回改正部分）生活保護基準の100%以下	期間の制限を撤廃	療養が終わるまで延長可能	入院については全額が対象

【グラフ4】受診遅れによる死亡事例の推移

